

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 高尾 聡
	広報担当 磯川 雄一
	電話 078-367-9152
	FAX 078-367-9166

兵庫県内における平成 23 年の労働災害発生状況について

(死亡災害が前年比で約 40%減少)

兵庫県内において、平成 23 年に発生した死亡及び休業 4 日以上労働災害発生状況（労働者死傷病報告書により集計）を兵庫労働局（局長：白川欽也）において取りまとめた結果は次のとおりである。

1 死亡災害発生状況

労働災害は長期的に減少の傾向にあったが、平成 22 年には前年の死亡災害の過去最少から急増するという事態が生じたことから、平成 22 年 9 月に「緊急死亡労働災害防止対策」（別添参照）に取り組んだところである。

- (1) 平成 23 年の死亡者数は 37 人で、前年の 60 人から 23 人（-38.3%）減少し、過去最少の平成 21 年の 45 人を 8 人（-17.8%）も大幅に減少した。
- (2) 死亡災害は、全産業のうち「その他の事業」を除き、全体的に減少した。
特に、製造業で 7 人（-38.9%）及び建設業で 10 人（-47.6%）減少した。

2 休業 4 日以上労働災害発生状況

- (1) 平成 23 年の労働災害による死亡者及び休業 4 日以上負傷災害にあった労働者数（以下、「死傷者数」という。）は、4,749 人となり、前年の 4,680 人から 1.5%増加した。
- (2) 兵庫県内の死傷者数は、阪神淡路大震災後の 2 年間を除き長期的には減少傾向にあるが、平成 22 年、23 年と 2 か年連続して増加し、平成 24 年に入っても増加傾向に歯止めがかからない憂慮すべき事態となっている。
特に、小売業・社会福祉施設及び陸上貨物運送業においては、増加傾向を示している。

3 平成 24 年の労働災害減少対策（労働災害による死傷者数 4,511 人以下を目標とする）

リスクアセスメントの普及促進、労働災害多発業種については、従来から取り組んでいる建設業、製造業のほか、小売業、社会福祉施設及び陸上貨物運送業での労働災害防止に重点的に取り組むこととしている。（詳細は別紙のとおり）

(別紙)

○ 平成 24 年の労働災害減少対策について (4,511 人以下を目標とする)

平成 24 年は労働災害による死傷者数を 4,653 人以下とした「兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画」(平成 19 年に発生した労働災害のうち、死亡者数は 20%減少及び死傷者数は 15%以上を減少目標とした平成 20 年度を初年度として平成 24 年度を目標達成年度の 5 か年計画)の最終年に当たると共に、それに加えて、平成 22 年 6 月に閣議決定された新成長戦略の成長戦略実行計画の達成を図るため、本年度においても死傷者数を前年比 5%以上の減少を目標 (4,511 人以下)として引き続き労働災害の撲滅に向け労働基準行政の重点事項として次のとおり取り組む。

1 労働災害発生件数を減少させるための取り組み

- (1) 「兵庫第 11 次労働災害防止推進 5 か年計画」に基づく、労働災害減少に向けた取組の実施
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの普及・促進

2 労働災害多発業種における対策

(1) 小売業、社会福祉施設

事業場に対し自主点検の実施、集団指導及び個別指導を順次行うと共に、中小事業者団体の把握を行い、関係団体への労働災害防止を要請する。

(2) 陸上貨物運送事業

荷役作業時の墜落・転落災害防止及び重量物取扱い等による腰痛防止を重点事項として、荷主等の団体との協議会や荷主へのパンフレット「荷役作業を安全に」を用いての要請を行うと共に、平成 23 年に休業 1 か月以上の墜落・転落災害を発生させた事業場に対し個別指導を行う。

(3) 建設業

ア 中小規模建設事業場から組織される団体(職種別業界団体等)に対し、「墜落防止措置用リーフレット」及び「墜落災害防止用安全帽着用ポスター」による啓発指導を行う。

イ 公共工事発注機関に対し、連絡会議の開催及び工事請負業者への安全配慮の要請を行う。

ウ 建設工事現場への個別指導時等に手すり先行工法等「より安全な措置」の普及を図る。

(4) 製造業

労働災害防止団体等に対し、HRA 計画(兵庫リスクアセスメント推進計画)を進めると共に、事業場に対し、個別指導時等で機械設備の本質安全化への促進を指導・援助を行う。

3 労働災害防止強化月間の取り組み

(1) 「建設業労働災害防止強化月間」

7月に、公共工事発注機関との連絡会議の開催や安全パトロールの実施等関係者が一体となった取組を実施する。

(2) 「秋の交通労働災害防止運動」

9月に、陸上貨物運送事業関係の労働災害防止団体等への交通労働災害防止運動の取組を要請すると共に、事業場への同取組の推進を指導する。

平成23年(1月～12月)労働災害の発生状況

※労働者死傷病報告(休業4日以上)の死傷災害により作成

※()内の数値は死亡者数(内数)を表す

(1)業種別の労働災害発生状況(対前年比)

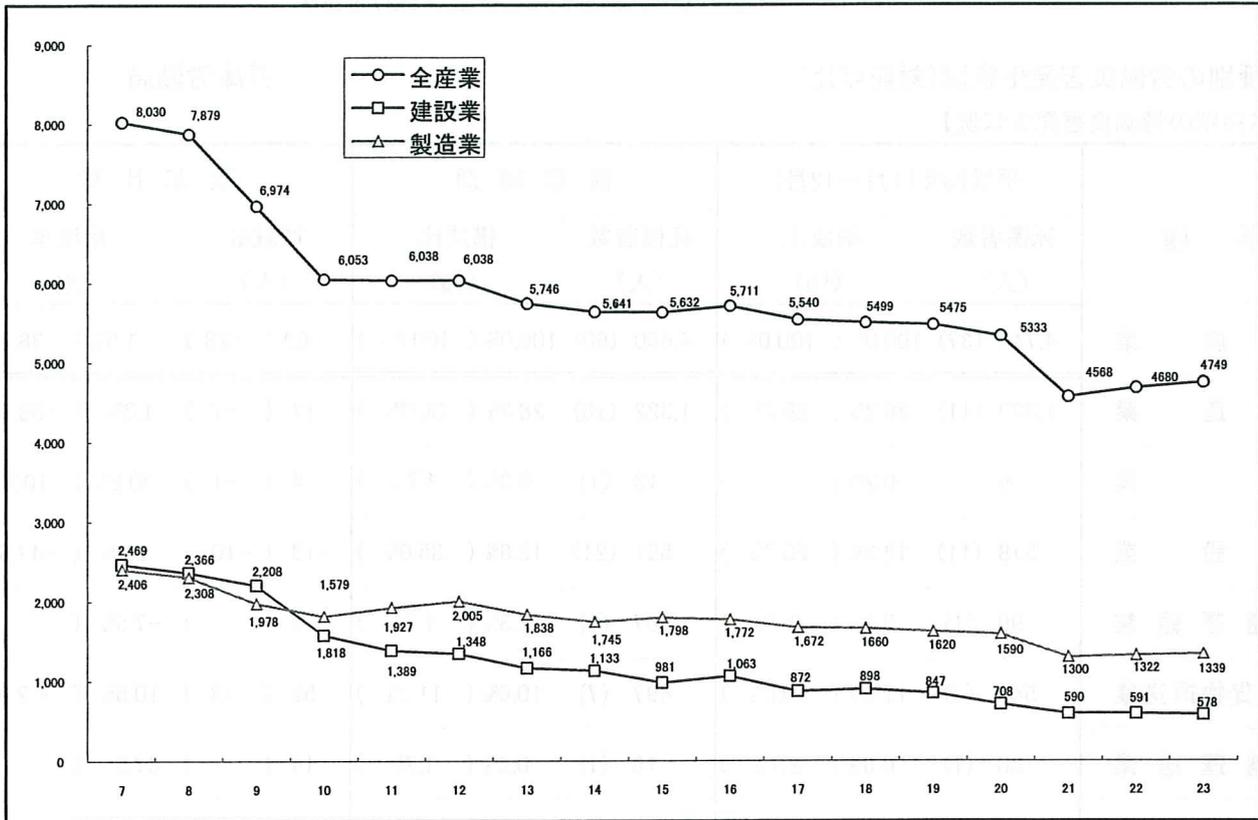
兵庫労働局

【表1 業種別の労働災害発生状況】

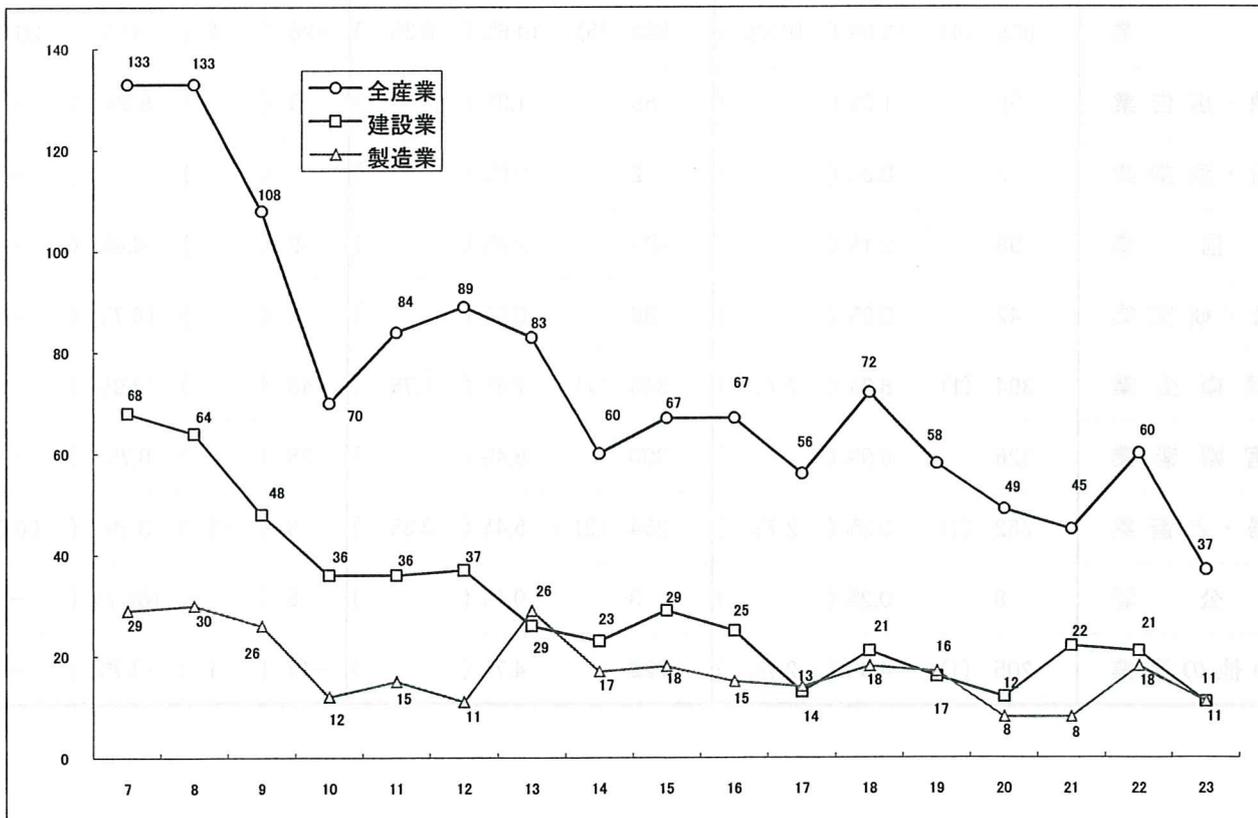
業 種	平成23年(1月～12月)		前 年 同 期		前 年 比 較	
	死傷者数 (人)	構成比 (%)	死傷者数 (人)	構成比 (%)	増減数 (人)	増減率 (%)
全 産 業	4,749 (37)	100.0% (100.0%)	4,680 (60)	100.0% (100.0%)	69 (-23)	1.5% (-38.3%)
製 造 業	1,339 (11)	28.2% (29.7%)	1,322 (18)	28.2% (30.0%)	17 (-7)	1.3% (-38.9%)
鉱 業	9	0.2% ()	13 (1)	0.3% (1.7%)	-4 (-1)	-30.8% (-100.0%)
建 設 業	578 (11)	12.2% (29.7%)	591 (21)	12.6% (35.0%)	-13 (-10)	-2.2% (-47.6%)
交 通 運 輸 業	99 (1)	2.1% (2.7%)	107 (1)	2.3% (1.7%)	-8 ()	-7.5% ()
陸上貨物運送業	549 (4)	11.6% (10.8%)	497 (7)	10.6% (11.7%)	52 (-3)	10.5% (-42.9%)
港 湾 運 送 業	30 (1)	0.6% (2.7%)	16 (1)	0.3% (1.7%)	14 ()	87.5% ()
農 林 業	83 (2)	1.7% (5.4%)	109 (3)	2.3% (5.0%)	-26 (-1)	-23.9% (-33.3%)
畜産・水産業	12	0.3% ()	19	0.4% ()	-7 ()	-36.8% (-)
商 業	655 (4)	13.8% (10.8%)	681 (5)	14.6% (8.3%)	-26 (-1)	-3.8% (-20.0%)
金 融 ・ 広 告 業	58	1.2% ()	55	1.2% ()	3 ()	5.5% (-)
映 画 ・ 演 劇 業	2	0.0% ()	2	0.0% ()	()	(-)
通 信 業	98	2.1% ()	107	2.3% ()	-9 ()	-8.4% (-)
教 育 ・ 研 究 業	42	0.9% ()	36	0.8% ()	6 ()	16.7% (-)
保 健 衛 生 業	394 (1)	8.3% (2.7%)	346 (1)	7.4% (1.7%)	48 ()	13.9% ()
接 客 娯 楽 業	326	6.9% ()	300	6.4% ()	26 ()	8.7% (-)
清 掃 ・ と 畜 業	262 (1)	5.5% (2.7%)	254 (2)	5.4% (3.3%)	8 (-1)	3.1% (-50.0%)
官 公 署	8	0.2% ()	3	0.1% ()	5 ()	166.7% (-)
そ の 他 の 事 業	205 (1)	4.3% (2.7%)	222	4.7% ()	-17 (1)	-7.7% (-)

(2)災害発生状況の推移(業種別)平成7年～平成23年
 【図1 死傷災害の推移】

兵庫労働局



【図2 死亡災害の推移】



参考



兵庫労働局発表
平成22年9月22日

担 当	労働基準部 安全課
	安全課長 丸山 拓之
	課長補佐 杉田 勝義
	電話 078-367-9152 FAX 078-367-9166

緊急死亡労働災害防止対策の策定について

兵庫労働局(局長：白川 欽也)は、平成22年において、兵庫県下で死亡労働災害が急増している現況を踏まえ、今般、下記のとおり、緊急死亡労働災害防止対策を策定し、死亡労働災害防止の撲滅を図ることとした。

記

- 1 兵庫県内の死亡労働災害の発生状況について（別添資料 1、2、3参照）
 - ①死亡者数は全産業で36人となり、前年同期と比較して11人の増加となっている。（増加率44% 8月末日現在 速報値）
 - ②業種別では製造業、建設業で死亡労働災害が増加。
事故の型別（種類）では墜落・転落災害、交通事故が多発している。
 - ③兵庫県内の労働災害による死亡者数は全国的に見ても高い水準にある。
全産業：ワースト3位
製造業：ワースト1位
建設業：ワースト2位
※厚生労働省統計による（9月17日公表）
- 2 緊急死亡労働災害防止対策について（別添資料 4参照）
 - ①期間
平成22年9月～平成22年12月までの間
 - ②重点対策並びに具体的実施事項について
「緊急死亡労働災害防止対策実施要綱」のとおり

※ 別添資料

- 1 平成22年死亡災害発生状況（兵庫県内速報値）
- 2 平成22年業種別・事故の型別死亡労働災害発生状況
- 3 都道府県、業種別死亡災害発生状況（平成22年）
- 4 緊急死亡労働災害防止対策実施要綱

緊急死亡労働災害防止対策実施要綱

兵庫労働局

1 趣旨

兵庫県内の労働災害による被災者数は長期的には減少しており、昨年の死亡者数は45人、休業4日以上之死傷者数は4,568人となり、過去最小値を記録した。

しかしながら、本年における兵庫県内の8月末日までに発生した労働災害による死亡者数は、速報値によると全産業で36人となり、前年同期と比較して11人の増加となった(増加率44.0%)。また、労働災害による死傷者数は労働者死傷病報告によると8月末日現在において全産業で2,627人となり、前年同期と比較して11人の微増となった(増加率0.4%)。

このように、現時点では死亡者数、死傷者数とも前年を上回る水準にあり、兵庫県内においては労働災害が増加している状況にある。特に死亡災害については、大幅に増加しており、現状の水準で推移した場合には、平成22年の死亡者数は前年を大きく上回ることが懸念される場所である。

さらに、兵庫県内の労働災害による死亡者数は、全国的に見ても突出しており、全国の速報値(9月7日現在)によると全産業でワースト3位、製造業でワースト1位、建設業でワースト2位を占めている。

このため、兵庫労働局では、「緊急死亡労働災害防止対策」(以下「緊急対策」という。)を策定し、死亡労働災害の撲滅並びに労働災害の防止に向けて全力を挙げて取り組むこととする。

2 取り組み期間

平成22年9月～平成22年12月

3 重点対策

死亡労働災害が製造業及び建設業において多発していること、事故の型別では墜落・転落災害(11件)、交通事故(11件)が多発していることから、

①製造業対策

②建設業対策

③交通労働災害防止対策

を重点対策とする。

4 具体的実施事項

緊急対策は、行政(兵庫労働局及び管下各労働基準監督署)、労働災害防止団体及び事業場が主体となって、連携を図りつつ取り組むものとする。また取り組み期間中にそれぞれが重点的に取り組むべき事項は、別紙「緊急死亡労働災害防止対策実施主体別重点実施事項」のとおりとする。

緊急死亡労働災害防止対策実施主体別重点実施事項

区分	実施事項
局	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急死亡労働災害防止対策に係る広報の実施 2 災害防止団体等に対する指導 <ul style="list-style-type: none"> ・文書要請の実施等 ・会員事業場を対象とした集団指導等の実施 ・災害防止団体等に対する支援 3 局署合同監督の実施 4 秋の交通労働災害防止運動の実施 5 リスクアセスメントに係るアンケート調査の実施 6 ホームページ等を通じて労働災害防止に関する情報の提供
署	<ol style="list-style-type: none"> 1 監督指導及び安全衛生指導の強化 2 緊急死亡労働災害防止対策に係る広報の実施 3 災害防止団体等に対する指導・援助 <ul style="list-style-type: none"> ・文書要請の実施 ・会員事業場を対象とした集団指導等の実施 ・災害防止団体等に対する支援 4 局署合同監督の実施 5 秋の交通労働災害防止運動の実施
労働災害防止団体等	<ol style="list-style-type: none"> 1 会員事業場に対する緊急死亡労働災害防止対策の周知及び取り組みの策定 2 安全衛生大会等の開催 3 労働災害防止に係る研修会や講習会等の開催 4 安全衛生パトロールの実施 5 労働災害防止に係る自主点検の実施 6 リスクアセスメントに係るアンケート調査の実施
事業場	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業場トップの労働災害防止に係る積極的な取組 2 労働災害防止に対する意識高揚の推進 3 労働災害防止に係る自主点検の実施 4 リスクアセスメントの実施

1949年以前中国农村土地所有制与农民土地占有状况

地区	土地所有制	农民土地占有状况	资料来源
华北	1. 封建地主所有制	占有土地70%以上	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地15%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地5%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地1%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	
华中	1. 封建地主所有制	占有土地60%左右	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地20%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地8%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地2%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	
华东	1. 封建地主所有制	占有土地50%左右	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地25%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地10%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地3%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	
华南	1. 封建地主所有制	占有土地40%左右	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地25%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地15%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地5%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	
西南	1. 封建地主所有制	占有土地30%左右	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地20%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地20%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地10%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	
西北	1. 封建地主所有制	占有土地20%左右	《中国农村经济》
	2. 富农所有制	占有土地10%左右	
	3. 中农所有制	占有土地30%左右	
	4. 贫农所有制	占有土地25%左右	
	5. 雇农所有制	占有土地10%左右	
	6. 农村合作组织所有制	占有土地1%左右	
	7. 国家所有制	占有土地1%左右	
	8. 集体所有制	占有土地1%左右	
	9. 其他所有制	占有土地1%左右	
	10. 未开垦土地	占有土地1%左右	